

改良土発生元証明書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所又は所在地
事業者名
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

土砂等の発生者

印

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

発生場所(施設)名	
発生場所(施設)所在地	
発生土砂等の原材料	土砂等 ・ 汚泥 ・ その他()
添加物(固化材等)の種類	セメント ・ 石灰 ・ その他()
改良の内容	安定処理 ・ その他()
廃棄物中間処理施設設置等の許可	有(許可年月日： 許可番号：) ・ 無
発生土砂等の搬出期間	年 月 日から 年 月 日まで
発生土砂等の搬出可能量	m ³ (うち搬出契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の埋立て等事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 1 発生土砂等の原材料、添加物(固化材等)の種類、改良の内容の各欄は、該当するものを全てを囲むこと。
なお、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。

2 廃棄物中間処理施設設置等の許可の欄には、発生場所(施設)の設置に関し、法、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)、その他の法令に基づく許可を受けているかどうかを記載すること。
なお、許可を受けている場合には、許可証の写しを添付すること。

3 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分又はこれらに準ずる旨を記載すること。

4 改良の内容及び発生土砂等が無機性であることを明らかにする資料(製造工程表等)を添付すること。

5 ストックヤード運営事業者登録規程(令和5年国土交通省告示第157号)第3条第1項の規定により国土交通大臣の登録を受けたストックヤード運営事業者については、同項の登録を受けたことを証

する書類を添付するとともに、次の各号に従うこと。

- (1) 発生場所（施設）名の欄及び発生場所（施設）所在地の欄には、当該土砂を改良した土質改良プラントの名称及び所在地を記載すること。
- (2) 発生土砂等の搬出期間の欄及び発生土砂等の搬出可能量の欄は、記載不要とする。
- (3) 今回の証明に係る土砂等の発生量の欄には、当該ストックヤードへ搬入される土砂等の量を記載すること。
- (4) 発生土砂等の運搬契約者の欄には、当該ストックヤードから本許可申請に係る土地の埋立て等の区域への運搬契約書を記載すること。